

監督署の窓



「代休」の法律問題について

1、労働者から労働基準監督署に寄せられる相談の中で、「休日出勤したら代休をとつてください」といわれているが、代休もとることができずに何十日も代休がたまっている」というものがありました。代休は法律上のどのような問題点があるのでしようか。

2、休日の「振替」と「代休」の違いは？

A、「休日の振替は休日労働にならないが、代休は休日労働である」

休日に出勤する代わりに労働日を休みとすることですが、法律上はその意味が異なります。振替は他の日に休日を振り替えることによって、休日労働にはなりませんが、「代休」はあくまでも休日労働をおこない、労働日とされていた日に休むことにより通常の労働時間の賃金を相殺することです。「代休」を適法に行うには、36協定の範囲内で行うことと35パーセ

にあらかじめ振り替えるべき日を特定する必要があります。また、「代休」とは、振り替えるべき日を事前に特定せずに休日に労働させ、その後の賠償としてその後の特定の労働日の労働義務を免除することとされます。

で、(2)直接労働者に、(3)その全額を、(4)毎月1回以上、(5)一定期日に支払わなければならぬ、という賃金支払いの5原則が定められています。

休日出勤した日の賃金については、(3)の全額支払いの原則により休日出勤日の属する賃金計算期間の賃金として割増賃金も含めて、その月の賃金も含めて、その月の賃金も支払日に支払わなければなりません。

冒頭の相談内容について、よく聞いてみると、休日出勤した場合、休日手当の代わりに平日に休むことで相殺されるということになつてゐるので、休日とされている日に出勤しているのに、平日に休めるはずがなく、まさに、問題となつてゐるのは、「代休がとれない」ではなく、「休日手当が支払われていない」ということでした。

An illustration of a male worker wearing a grey uniform and cap, standing with arms crossed. To his left are two stacks of coins. The top stack is a single coin with the characters '代休' (Substitute休) on it. The bottom stack is a larger pile of coins, also with '代休' on the top coin.

ントの休日割
増賃金を支払
うことが必要
となります。
休日を振り替
えるには、
就業規則に、
休日の「振
替」を必要と
する場合には、
休日を振り替
えることがで
きる旨の規定
を設け、休日
を振替える前

替えないといと25パーセントの割増賃金が必要となります。振り替えたことによつてその週の労働時間が1週間の法定労働時間(40時間)を超えるとその超えた時間が時間外労働となるからです。(解釈例規・昭和22年基発401号、昭和63年基発150号)

3、「代休」の賃金の取り扱いについて

労働基準法第24条において、使用者は、①通貨

代休をとれた場合は、35パーセント、とれなかつた場合は、135パーセントの休日労働手当をプラスしてその支払日に支払う必要があります。

4、「代休」が問題となりうこと

「代休」をとつてもどちらなくともそれ自体は法律上問題となることはありません。「代休」にして法律上問題となりうるのは、その月に休日労働の割増賃金が支払われ

A、「休日の振替は休日労働にならないが、代休は休日労働である」

ことにより通常の労働時間の賃金を相殺することです。「代休」を適法に行うには、36協定の範囲内で行うことと35パーセ

いといわれているが、代休もとることができずに何十日も代休がたまつている」というものがありました。代休は法律上のどのような問題点があるのでしようか。

年基発150号)

も含めて、その月の賃金支払日に支払わなければなりません。

手当の代わりに平日に休むことで相殺されるということになつてゐるので、すが、休日とされてゐる日に出勤してゐるのに、平日に休めるはずがなく、まさに、問題となつてい

Meihoku 令和2年(2020) 2月号 12